

歴史的建造物保存シンポジウムのご案内

日時 2011（平成23）年3月5日（土曜日）午後1時～午後6時

（開場：午後12時30分～）

場所 弁護士会館（東京都千代田区霞が関）三階301ABC会議室

主催 東京弁護士会（入場無料ー予約は不要です。）

【プログラム】

第一部 報告

- 1 歴史的建造物保存運動の成功と失敗
佐藤康之（東京弁護士会弁護士）
- 2 歴史的建造物保存における法律の役割と限界
尾谷恒治（東京弁護士会弁護士）
- 3 失われた歴史的建造物（スライド）
増田彰久（写真家）

第二部 講演

- 1 歴史的建造物保存の先進国の取組み
後藤治（工学院大学教授 建築史）
- 2 歴史的建造物保存の立法論の検討
小澤英明（東京弁護士会弁護士）

第三部 パネルディスカッション

小林重敬（東京都市大学教授）	都市計画家の立場から
後藤治（工学院大学教授）	建築史家の立場から
増田彰久（写真家）	写真家・市民の立場から
本田広昭（オフィスビル総合研究所代表）	経済人の立場から
小澤英明（東京弁護士会弁護士）	法律家の立場から
越智敏裕（上智大学准教授環境法）	コーディネーター

【会場案内図】



東京メトロ丸ノ内線、日比谷線、
千代田線「霞ヶ関駅」 B1-b 出口
より直通 A1 出口より徒歩2分
C1 出口より徒歩3分

東京メトロ有楽町線「桜田門駅」
5番出口より徒歩8分

都営三田線「日比谷駅」から日比谷
公園を通り徒歩8分 JR「有楽町駅」
から日比谷口よりお堀沿い徒歩10分

<シンポジウムの趣旨>

歴史的建造物が次々に壊され、そのため日本の都市の魅力が大きく失われ、個性のない、のっぺらぼうの都市を多く出現させているということについては、識者が警鐘をならしてきました。歴史的建造物保存については、国においては文化財保護法により対応が進められ、地方自治体もまたさまざまな取組みを行っています。しかしながら、歴史的建造物保存は、所有者に多大の犠牲をしいるため、合理的経済性を追求する経済人は保存より建替えを選択します。そのため、歴史的建造物の破壊は急速に進んでおり、保存のために残された時間は少なくなっています。このような状況の中で、東京弁護士会では 2009 年から「歴史的建造物部会」を発足させ、この問題を検討してきました。従来も、歴史的建造物保存については、さまざまな保存運動が各地で進められてきましたが、人々の情緒にうったえるだけでは事態はなかなか好転しないのが実情です。これまでの社会各層の取組みを受けて、法律家はどうのようにこの難題に取り組むことができるのだろうかという問題意識をもって、このシンポジウムは企画されました。

シンポジウムは裏面のプログラムどおり三部構成です。第一部は、弁護士佐藤康之が従来の保存運動を概括し、また、弁護士尾谷恒治が裁判例を概観した報告を行います。次に、歴史的建造物の写真撮影では日本を代表される増田彰久氏のスライドにより、「失われた歴史的建造物」というテーマで、日本で既にどれだけ魅力のある歴史的建造物が失われてきたかを美しいスライドで振り返ります。

第二部は、まず、後藤治工学院大学教授から「歴史的建造物保存の先進国の取組み」と題して講演をいただきます。同教授は、もと文化庁で歴史的建造物行政の中核におられたため、国内外の関連制度に通暁されています。次に、弁護士小澤英明から、現状を打開する立法のアイデアを披露します。

第三部は、パネルディスカッションです。小林重敬教授は都市計画関係の審議会委員等を長くつとめ、都市計画の制度に通暁されており、歴史的建造物保存を含むエリアマネジメントの重要性を説いておられます。また、本田広昭氏は、鈴木博之・増田彰久・小澤英明の共著である「都市の記憶」シリーズ三部作（歴史的建造物の増田氏の写真をメインに鈴木教授が建築史家、小澤弁護士が法律家として関与したもの）の企画立案を行われ、かつ、歴史的建造物保存の私的研究会を長年主宰され、経済人の立場から現実的な対策をさまざまに提案されてきました。この第三部では単に人々の感情に訴えるのではなく、何をすれば、事態が好転するのかについて、具体策について活発な議論がなされることが期待されます。

◇当日は、国や地方自治体の関係者だけでなく、歴史的建造物（登録文化財等）の所有者も広くお招きします。会場からの発言も求めますので、多くの皆様の参加を期待しております。

本シンポジウムのお問い合わせは、東京弁護士会人権課：三ヶ田（電話 03-3581-2205 内線 3650）までお願いいたします。